

消防概要編

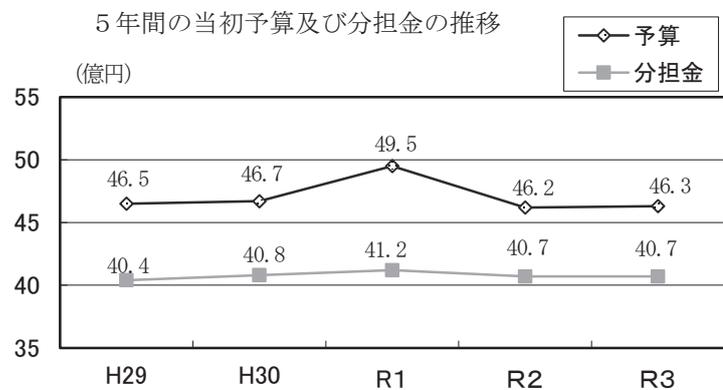
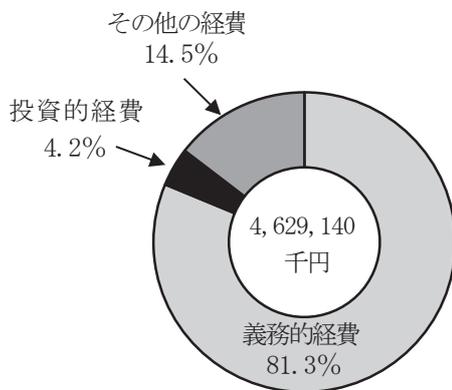
消防予算と事業

令和3年度の一般会計当初予算は4,629,140千円で、前年度と比較して1,996千円(0.04%)の増額となっています。

令和3年度一般会計当初予算を性質別に分類すると、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費が3,763,538千円(81.3%)、消防車両購入費、庁舎改修費等の投資的経費が192,229千円(4.2%)、物件費や維持補修費等のその他の経費が673,373千円(14.5%)などです。

これらの予算は、管内住民の皆様が安心して暮らすことのできる安全なまちづくりのために、消防体制の整備や予防消防を推進するものです。

当初予算性質別割合



令和3年度当初予算に係る主な事業

事業	内容
新型コロナウイルス感染症対策事業	○感染症対策物品の拡充 ○手洗いや非接触式水栓改修 ○感染防護資器材の整備
火災原因調査体制の充実強化事業	○火災発生情報公開システムを活用した予防広報 ○火災原因調査資器材の整備
違反処理体制の充実強化事業	○ICTを活用した違反処理用資器材の整備
救急業務高度化推進事業	○高度救命処置シミュレーターの整備 ○病院研修・実習の実施
災害即応体制の強化事業	○大規模災害対応資器材の整備
消防通信ネットワークと指令体制の充実強化事業	○映像通報システムの検証・導入
人材育成・開発事業	○総務省消防庁実務研修 ○東京消防庁受託研修 ○消防大学校・県消防学校・自治研修センター等研修
火災予防対策推進事業	○ARを活用した火災予防 ○デジタルサイネージを活用した火災予防
消防活動能力向上事業	○福島ロボットテストフィールドの活用 ○福島県消防学校AFT訓練施設の活用
防災関係機関との連携強化事業	○GIS(地理情報システム)の導入
メンタルヘルス対策事業	○メンタルヘルス業務委託
施設の長寿命事業	○屋上防水工事 ○仮眠室個室化工事
消防車両の整備管理事業	○消防車両の整備
デジタルトランスフォーメーション推進事業	○消防内部事務システムの導入

広報活動

本組合では、住民の皆さんに消防活動へのご理解とご協力をいただくため、広報紙「ふれあい消防119」、組合ウェブサイト、フェイスブック、ユーチューブなどをおして火災予防や予防救急などの活動をお知らせしております。

住民の皆さんの人命や財産を守るため、報道機関、構成市町の広報誌、防災行政無線などを活用し、随時、火災予防を始めとする注意喚起を行っております。

しかし、例年行われている消防施設見学をはじめとする各種行事、イベントについては、新型コロナウイルス感染症の感染が収束してないため一部中止となりました。そこで、本組合では、コロナ禍における消防署見学として各種動画を作成し、ユーチューブに掲載し広報活動を行いました。



【広報紙「ふれあい消防119」】

【組合ウェブサイト・facebook・YouTube】

令和2年度中の主な広報活動

活動内容	実施回数等	対象
構成市町の広報誌掲載	54回	管内住民
組合ウェブサイト掲載	108回	不特定多数
組合フェイスブック掲載	206回	不特定多数
組合ユーチューブ掲載	28回	不特定多数
報道機関掲載	230回	管内住民
防火チラシ作製	53種	管内住民
防火ポスター募集・作製	670点	管内幼稚園・保育所、小・中学校
防火標語募集	1,352点	管内事業所・学校等
広報紙発行	2回（256,000部）	管内全世帯「ふれあい消防119」
消防施設見学	11回（377人）	管内市町小学生ほか
防火パレード	37回（1,013人）	管内一円（消防職員・消防団員・女性消防協力会等）
防火講話	165回（14,424人）	管内事業所・学校等
防火訓練指導	278回（18,851人）	管内事業所・学校等
広報警戒	3,783回（9,741人）	管内一円（消防職員・消防団員・女性消防協力会等）
街頭活動	12回（82人）	管内一円（消防職員・消防団員・女性消防協力会等）

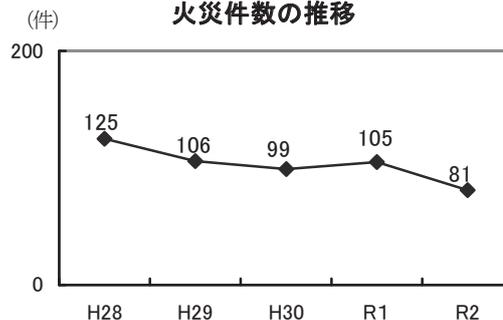
火災概況・予防対策

1 令和2年の火災発生状況

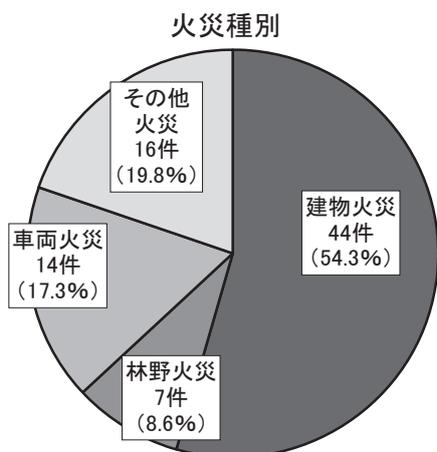
(1) 火災件数は81件、前年より減少

火災件数は81件（前年比24件減）で、出火率（人口1万人当たりの出火件数）は2.07件/万人となり、全国平均の3.0件/万人を0.93ポイント下回っています。

火災件数の推移



(2) 建物火災44件のうち住宅火災は25件



火災種別に見ると、「建物火災」が44件（前年比15件減）、「林野火災」が7件（前年比4件減）、「車両火災」が14件（前年比3件増）、「その他火災」が16件（前年比8件減）となっています。

なかでも建物火災のうち、火元建物の用途別に見ると住宅火災が25件（前年比4件減）発生しており、建物火災全体の56.8%を占めています。

(3) 出火原因の上位は「放火・放火の疑い」、「電気配線」、「たばこ」

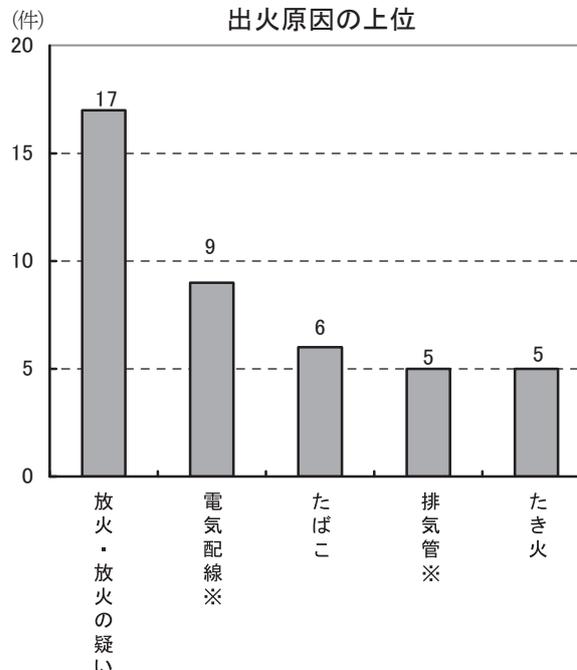
出火原因は、「放火・放火の疑い」17件（21.0%）、「電気配線」9件（11.1%）、「たばこ」6件（7.4%）、「排気管」5件（6.2%）及び「たき火」5件（6.2%）の順となっています。

令和2年は、3月から7月までにかけて、「放火・放火の疑い」による火災が多く発生しました。

※ 電気配線は、「電灯・電話等の配線」及び「配線器具」を合算したものです。

※ 排気管は、全て車両のマフラーに可燃物が接触し出火したものです。

出火原因の上位



(4) 火災による死者は4人

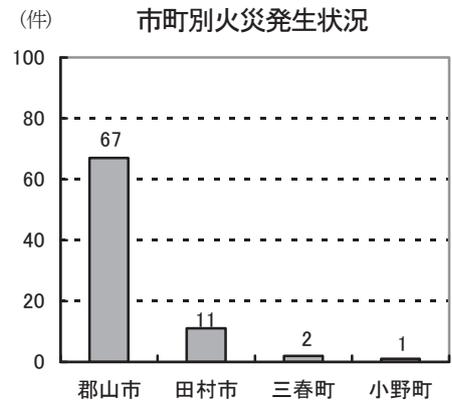
火災により4人（前年比9人減）の尊い命が失われ、32人（前年比26人増）が負傷しました。住宅火災による死者は3人で、65歳以上の高齢者は3人でした。

(5) 損害額について

火災による損害額は1,322,167千円で、前年に比べ1,110,326千円増加しています。これは、7月30日に大規模な建物火災（爆発）が発生したことが要因となります。

(6) 市町別火災発生状況

構成市町別にみると、郡山市67件（前年比14件減）、田村市11件（前年比4件減）、三春町2件（前年比2件減）、小野町1件（前年比4件減）となっています。



2 火災予防行政

火災の未然防止及び火災による死者・傷者をなくすため、春、秋及び年末年始の火災予防運動のほか、各種イベント等を通して、住民に対する防火意識の啓発を図るとともに、事業所に対して立入検査を実施し、防火対策事業を推進しています。

(1) 住宅防火対策の推進

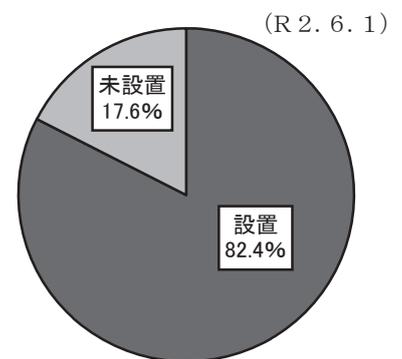
逃げ遅れ等による死者を抑止するため、消防法により設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置促進を図っており、管内世帯の設置率は、令和2年は、82.4%と前年から6.5ポイント増加しました。

住宅用火災警報器の設置率の向上のため、各行政機関、自主防災組織、消防団、事業所等と協力し設置促進を呼びかけます。

また、次のことについて重点的に取り組んでいます。

- ア 住宅用火災警報器の奏功事例や交換時期の周知
- イ 老朽化（廃）消火器の回収の推進
- ウ 暖房器具の安全な使用方法や危険物用容器の適正な使用の啓発
- エ 高齢者等の避難行動要支援者とその家族や関係者に対する安全対策指導
- オ 消防団・女性防火クラブ・自主防災組織等と連携した予防広報活動

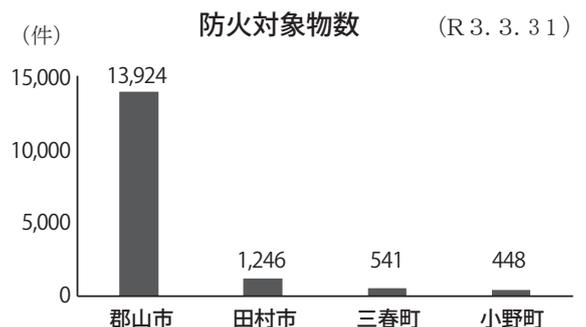
住宅用火災警報器設置率



(2) 防火対象物の防火対策

管内の防火対象物は総数16,159件で、市町別にみると、郡山市13,924件、田村市1,246件、三春町541件、小野町448件で、郡山市が全体の約86.2%を占めています。

用途別では、寄宿舍・共同住宅等が5,102件と最も多く全体の約31.5%を占めており、次いで事業所等の2,222件、工場・作業所1,833件となっています。



火災の未然防止と被害の軽減を図るため、年間の立入検査実施計画に基づき、防火対象物、危険物施設等の立入検査を2,336件実施し、消防用設備等の維持管理、防火管理、危険物保安管理状況等を確認しています。

消防法令違反が判明したときは、速やかに改善指導を行い、重大な違反に対しては本組合ウェブサイトでの公表や改善の命令などの行政処分を行っています。

《違反対象物の公表制度の実施》

建物を利用する方が、自らが利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、平成30年4月1日から、消防が立入検査時に確認した重大な消防法令違反のある防火対象物を本組合ウェブサイトで公表しており、令和3年3月31日現在で23件の防火対象物を公表しています。

防火安全への認識を高め、防火管理業務の適正化を目的として公表することで、その建物を利用しようとする方が、違反に関する情報を確認した上で、建物の利用を判断することができます。

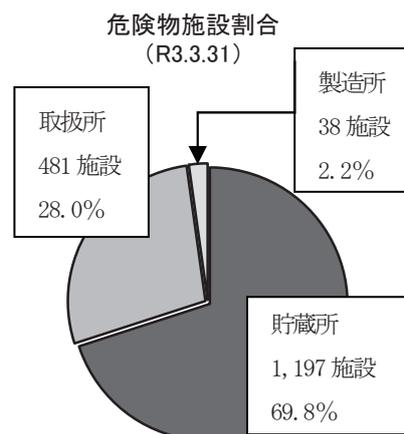
(3) 危険物施設の安全対策

管内の危険物施設数は1,716施設で、施設区分別にみると、製造所が38施設、貯蔵所が1,197施設、取扱所が481施設となっており、年々減少しています。

全国的にも危険物施設数は減少しているものの、火災や流出事故の発生件数は増加傾向にあり、各地で死傷者や多大な被害が発生しています。

危険物施設における事故を未然に防止するため、危険物安全週間時には、ラジオ放送での広報活動、各行政機関の広報誌への掲載及び講習会を開催しています。

また、許認可時、検査時における安全指導等の徹底を図ることにより、保安に関する普及啓発を行っています。



《最近の危険物行政の動向》

令和元年7月に京都市のアニメーションスタジオで多くの死傷者を出した火災を受け、危険物の規制に関する規則の一部が改正になり、「ガソリンを携行缶などの容器に詰め替えて販売するときは、顧客の本人確認、使用の目的の確認及び販売記録の作成を行わなければならない」とされています。

また、過疎化や人手不足によって、給油取扱所の数が年々減少していることなどによる業務の効率化・多角化に対応するため、「セルフ給油取扱所でのタブレット端末での給油許可」や火災予防上の支障がない場合に「給油取扱所における屋外での物品販売」が行えるようになりました。

(4) 「火事ログ」の公開

平成31年3月14日から火災発生状況の発信・分析を目的に本組合ウェブサイトをと
おして火災発生情報公開システム「火事ログ」を公開しています。

「火事ログ」は、曜日、時間、原因などの検索条件ごとに火災の発生状況を地図上
に表示し、可視化したものです。

また、このシステムを活用した取組みは、総務省消防庁が主催する第4回予防業務
優良事例として令和2年3月に優秀賞を受賞しました。



消防活動概況

1 消防隊の活動

火災・災害への出動状況

令和2年は719件の災害等に対して、1,222台が出動しました。これは1日当たり2.0件出動したことになり、前年と比較し208件減少しました。

2 消防訓練

(1) 総合防災訓練

地震や風水害、大規模災害などに迅速・的確に対応できるよう、消防活動の強化と、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、地域住民及び防災関係機関が一体となった、総合的かつ実践的な防災訓練を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため感染対策に特化した訓練に参加しました。また、住民参加型の訓練については全て中止としました。

ア 郡山市総合防災訓練

新型コロナウイルス感染対策に配慮した避難所開設訓練

- (ア) 実施日 令和2年7月29日(水)
- (イ) 実施場所 郡山市総合体育館
- (ウ) 参加機関 10団体
- (エ) 参加人数 50人
- (オ) 車両台数 5台

イ 小野町総合防災訓練

- (ア) 実施予定日 令和2年9月6日(日)
 - (イ) 実施場所 小野町運動公園一帯
- ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

ウ 田村市総合防災訓練

- (ア) 実施予定日 令和2年10月4日(日)
 - (イ) 実施場所 都路行政局及び田村市立古道小学校周辺
- ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

エ 三春町総合防災訓練

- (ア) 実施予定日 令和2年10月25日(日)
 - (イ) 実施場所 三春町立三春中学校
- ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

オ 福島県総合防災訓練(公助特化型訓練)

- (ア) 実施日 令和2年11月24日(火)
- (イ) 実施場所 南相馬市(福島ロボットテストフィールド)
- (ウ) 参加機関 26団体
- (エ) 参加人数 200人
- (オ) 車両台数 23台

(2) 消防本部訓練

水難救助訓練は実施いたしましたが、大規模広域災害発生時の関係機関(市町災害対策本部・消防本部警防本部)相互の情報伝達訓練等は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止としました。

ア 構成市町・消防本部合同図上訓練

- (ア) 実施日 令和2年2月中旬
 - (イ) 実施場所 消防本部、構成市町
- ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

イ 水難救助基本訓練(前期)

- (ア) 実施日 令和2年6月3日(水)～5日(金)
- (イ) 実施場所 郡山カルチャーパーク
- (ウ) 参加人数 23人

ウ 水難救助対応訓練(河川対応)

- (ア) 実施日 令和2年7月9日(木)～10日(金)
 - (イ) 実施場所 阿武隈川上流域
- ※警報発令により中止

エ 水難救助対応訓練(湖沼対応)

- (ア) 実施日 令和2年8月5日(水)～7日(金)
- (イ) 実施場所 郡山市湖南町浜路地内猪苗代湖畔
- (ウ) 参加人数 23人
- (エ) 車両等台数 水上バイク1台
ボート2艇
ドローン1機

オ 水難救助基本訓練(後期)

- (ア) 実施日 令和2年9月2日(水)～4日(金)
- (イ) 実施場所 郡山カルチャーパーク
- (ウ) 参加人数 23人

カ 水難救助対応訓練(冷水対応)

- (ア) 実施日 令和2年11月6日(金)
- (イ) 実施場所 郡山カルチャーパーク及び三春ダムさくら湖
- (ウ) 参加人数 23人
- (エ) 車両等台数 水上バイク1台

(3) 消防救助技術訓練(大会)

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため全ての大会が中止

救助技術の高度化に必要な基本的要素を練磨することを通じ、消防救助活動に不可欠な体力、精神力、技術力を養うとともに、他の模範となる消防救助隊員を育成し、地域住民の消防に寄せる期待に力強く応えることを目的としています。

毎年、消防救助技術大会が開催され、その成果を披露しています。

ア 第43回福島県消防救助技術大会

- (ア) 実施予定日 令和2年5月26日(火)
- (イ) 実施場所 福島県消防学校

イ 第49回東北地区支部消防救助技術指導会

- (ア) 実施予定日 令和2年7月9日(木)
- (イ) 実施場所 青森県八戸市八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

ウ 第49回全国消防救助技術大会

- (ア) 実施予定日 令和2年10月24日(土)
- (イ) 実施場所 福岡県北九州市消防教育訓練センター

救急概況

1 救急活動状況

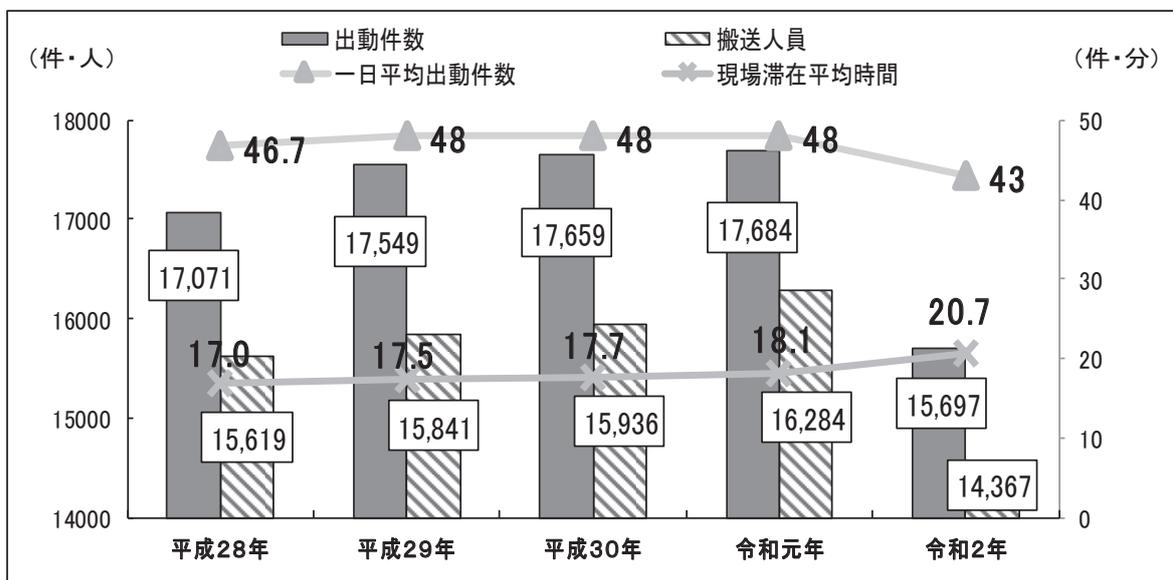
令和2年の出動件数は15,697件で、前年より1,987件の減少となり、搬送人員は14,367人で、前年より1,917人減少しました。

搬送人員については、急病によるものが全体の約67.9%を占めており、傷病程度では軽症者の搬送が全体の約51.2%を占めています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、救急出動件数及び搬送人員は減少しましたが、現場滞在時間が延伸、さらに医療機関等への収容時間が延伸する傾向にあり、心肺停止状態の傷病者などの一刻を争うような「本当に救急車を必要としている声」に応えるため、救急車の適正利用を呼びかけています。

1日当たりの出動件数は43件で、約33分に1件出動したことになり、管内人口の約27人に1人が搬送されたこととなります。

出動件数・搬送人員の推移



2 救急隊員の研修

救急隊員の行う処置拡大に伴い、より高度な知識や応急処置技術を身につけることが求められています。本組合では、89人の救急救命士が活動しており、計画的に救急救命士の養成を進めています。

救急救命士のうち、より高度な救命処置を行うことができる気管挿管認定救命士が57人、薬剤投与認定救命士が101人、医師の具体的な指示の下での心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液並びに血糖測定及び低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が行える認定救命士が91人おり、令和2年は救急の現場で気管挿管を8回、薬剤投与を78回、心肺機能停止前輸液を25回、ブドウ糖投与を15回実施しました。

また、福島県消防学校における救急科等を修了した304人の救急有資格者が業務に従事しています。

本組合では、救急資格取得後もより高度な救急需要に応えるため、医師会や救急病院協議会等の協力を得ながら、継続的かつ効果的な病院研修を実施しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、年6回開催される郡山医師会主催の救急医療談話会や各種救急研修会に多くの救急隊員が積極的に参加しています。

また、平成28年6月には、救急隊員を教育する指導救命士が誕生し、5名の指導救命士が救急隊員の更なるレベルアップを図るために、再教育のプログラム作成や指導・助言を行い、住民サービスの向上に努めています。

3 救急医療体制

(1) 医療機関との連携

本組合では、管内で発生した傷病者を輪番による救急病院（7施設）や救急協力病院等（3施設）、その他の病院、医院、診療所に搬送しています。

また、重篤な傷病者にあつては、救命救急センター（1施設、ドクターカー1台）に搬送しています。

さらに、休日・夜間の診療体制として郡山医師会による休日・夜間急病センター（1施設）や田村医師会による夜間診療所（1施設）も運営されています。

(2) ドクターヘリの出動要請

平成20年1月から、消防機関・医療機関からの出動要請に基づき、医師等を現場に派遣して重症者にいち早く適切な救命医療を施す、福島県ドクターヘリの運航が開始されました。

令和2年の本組合管内における出動要請は、郡山市13件、田村市17件、三春町4件、小野町10件と管内合計44件で、県内12消防本部の中で2番目に多い要請件数となっています。

(3) 郡山地方メディカルコントロール協議会

平成15年4月から、郡山地方メディカルコントロール協議会が設けられ、医療機関と消防機関が更なる連携強化を図り、傷病者の搬送途上における救命効果を高めるため、次の体制が構築されました。

ア 救急隊が現場や救急車からいつでも迅速に医師の指示・指導・助言を要請できる。

イ 実施した救急活動の医学的判断、処置の適切性について検証医師による事後検証が行われる。

ウ 救急救命士の資格取得後の再教育として、医療機関において定期的に病院実習を行う。

特に事後検証については、郡山メディカルコントロール協議会の検証小委員会が毎月1回開催され、令和2年は427件の救急事案が検証を受けました。

4 応急手当の普及啓発

(1) 救命の連鎖

突然の心停止から救命し、社会復帰に導くためには、心停止の予防や早期通報、心肺蘇生とAEDの使用など「救命の連鎖」が不可欠です。心臓と呼吸が止まってから3～4分以上そのままの状態が続くと回復が困難となります。

本組合の令和2年の現場到着所要時間の平均は10.5分となっており、現場に居合わせた人（バイスタンダー）の適切な応急手当が目の前の命を助けることにつながります。

本組合では、応急手当指導資器材の整備を図りながら、75人の応急手当指導員が救命講習等を行い、令和2年中は55回の講習会を実施し、1,229人が受講しました。

(2) 郡山バイスタンダーCPR 70%達成推進委員会

「バイスタンダーCPR」とは、救急現場に居合わせた人が行う心肺蘇生のことです。平成18年10月に「医師会・看護協会・保健所・消防署」がメンバーとなり、バイスタンダーCPRの実施率を40%から70%にアップさせることを目標に設立されました。

主な活動内容は、郡山市内の中学生に対する心肺蘇生の指導や、医療関係者、老人施設関係者等の「バイスタンダー養成」を行っています。

救急現場でのバイスタンダーCPRの実施率は、令和元年が52.0%、令和2年は56.7%でした。

この取組みに本組合では、職員やOB248人が「郡山CPRティーチングアシスタントチーム」として登録し、講習会での指導に当たっています。

5 予防救急プロジェクトチーム

救急需要の増大に伴い、管内の救急現状を分析してその問題を抽出し、それらに対応するための方策を構築し、関係機関との連携を図りながら救急件数の減少と救急車の適正利用の推進を目的に、平成27年度に予防救急プロジェクトチームを設立しました。予防救急プロジェクトチームでは、「予防救急サポーター養成」のほか防災みらい、ふれあい119、セーフコミュニティ通信及び本組合ウェブサイトでの情報発信、消防ふれあい広場や救急の日に併せた病院や郡山市と合同でのPR活動を実施しています。

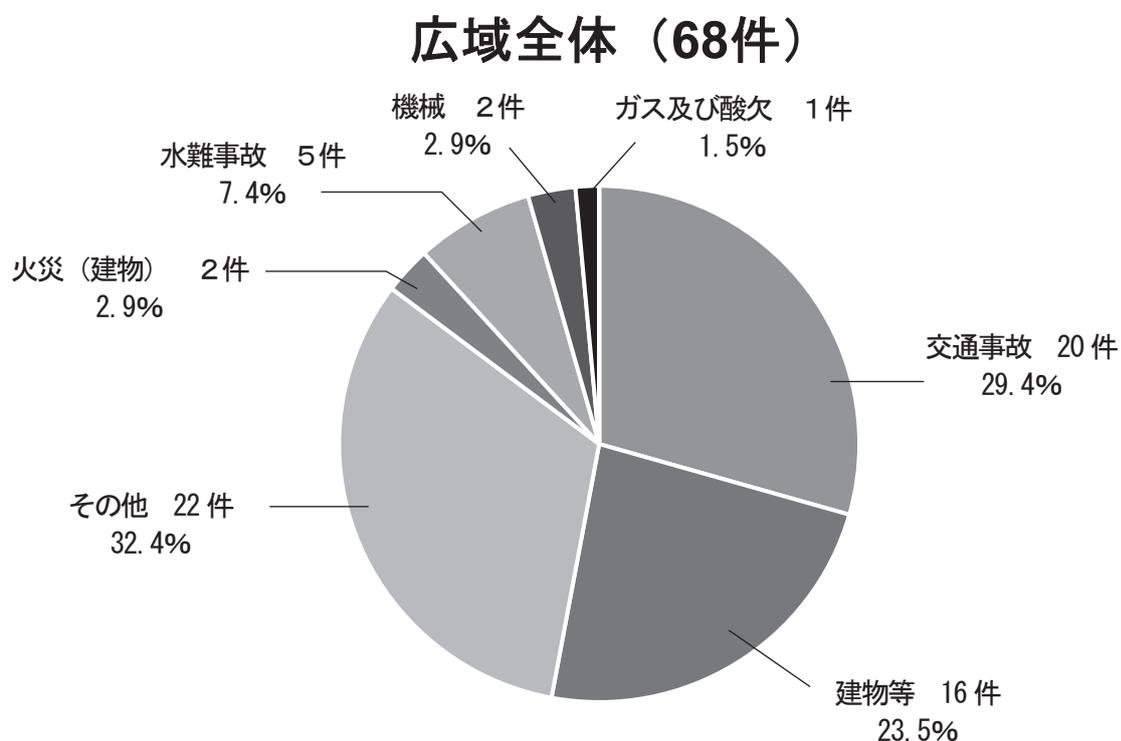
救助概況

救助隊の活動

令和2年中の救助件数は68件で、前年から34件の減少となっています。

事故種別でみると、交通事故が最も多く20件で全体の29.4%、次いで建物等による事故が16件（23.5%）、水難事故5件（7.4%）、火災及び機械事故が2件（2.9%）の順になっています。その他の事故22件（32.4%）の内訳は、車内閉じ込め及び車両整備中の指等の挟まれ事案が10件、低所及び狭所等への転落事故3件、救急支援等となっています。

本組合では、各種災害事案において、安全・確実・迅速な救助活動を行い、住民から信頼される救助隊を目指しています。

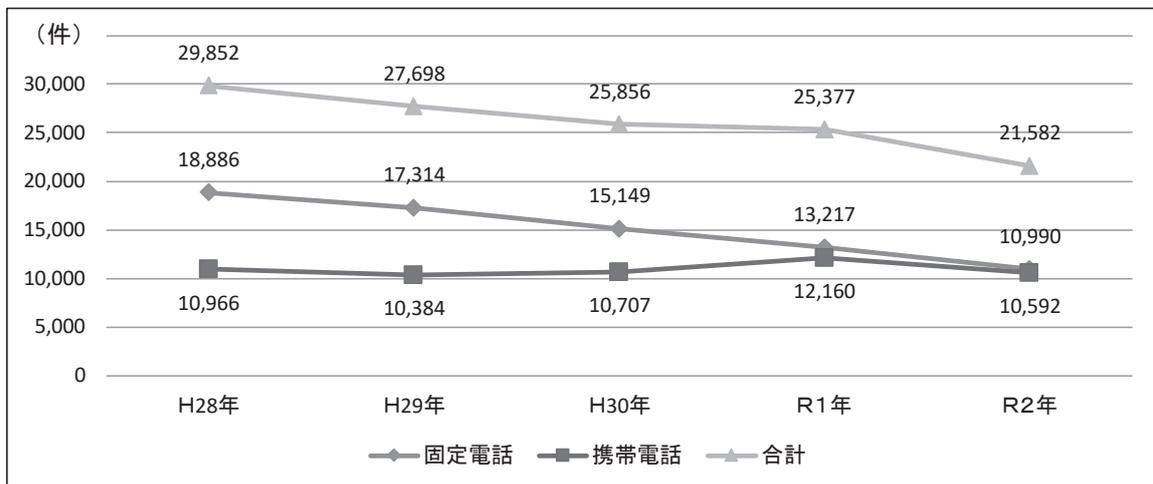


通信指令概況

1 過去5年間の回線別受理件数の状況

令和2年の119番通報による災害等総受理件数は、21,582件でした。

なかでも、携帯電話からの119番受理件数は10,592件で、全体の約49.1%を占めています。



2 FAX119、メール119、Net119での119番通報について

聴覚または言語障がい等により電話での119番通報が困難な方から、火災や救急等の通報を、FAX、メール等による通報を受け付けており、本組合ウェブサイトからFAX119通報用紙をダウンロードすることができます。

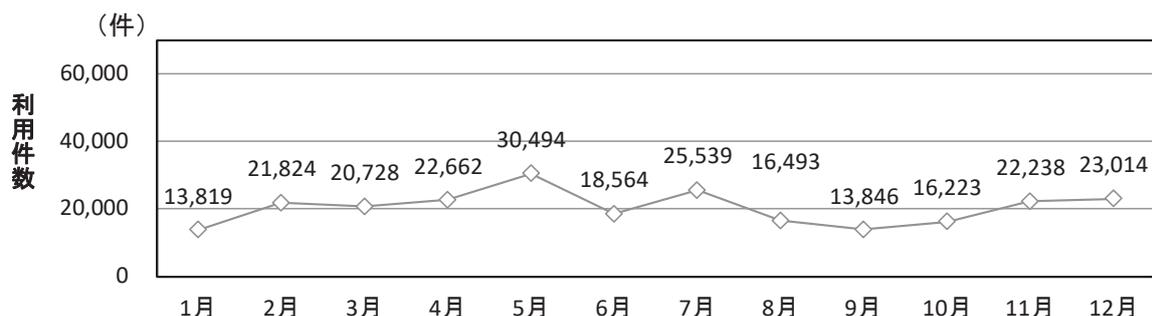
なお、メール119、Net119は事前に登録が必要となります。

3 テレフォンサービスについて

テレフォンサービスは、主に災害情報や休日当番・夜間病院を案内しています。

また、火災予防や住宅用火災警報器の普及、携帯電話からの119番通報者向けの広報も行っています。

令和2年のテレフォンサービス総利用件数は、245,444件でした。



1日平均 672件